Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

報告書

シンポジウム
子どもに対する体罰等の禁止に向けて



2017年10月28日開催

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

目次

■ はじめに

公益社団法人　セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン　国内事業部部長　川上 園子 …… 03

■ シンポジウム報告

基調講演　「厳格な体罰や暴言などが子どもの脳の発達に与える影響」

福井大学　友田 明美 氏 …… 04

講演　「子どもに対する暴力根絶の世界的な潮流」

弁護士・国連子どもの権利委員会委員　大谷 美紀子 氏 …… 06

講演　「体罰等禁止法制化の必要性」

弁護士・日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事　森 保道 氏 …… 07

報告「たたかない、怒鳴らない子育てを推進するセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの取り組み」

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン …… 08

■ 総括　成果と今後の取り組み …… 10

はじめに

セーブ・ザ・チルドレンは、1919年にイギリスで創設された子ども支援の国際NGOです。すべての子どもが、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」を実現できる世界を目指し活動を行っており、その活動の重要な一つの柱として子どもへの暴力根絶を掲げ、世界中で取り組んでいます。

私たちは、殴る、たたく、蹴るといった有形力を用いる罰に加えて、怒鳴りつける、「だめな子だ」という、にらみつけるといった子どものこころを傷つける罰を含むものの総称として「体罰等」と呼んでいますが、日本ではいまだに子どもへの体罰等が容認される傾向にあります。例えば、2017年7月にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが大人2万人を対象に実施したアンケート調査では、実に6割近くが体罰を容認していることが明らかになりました。

しかしながら、ここ数年、体罰等や虐待が子どもの健やかな発達に負の影響を及ぼすということが科学的にわかってきました。また、体罰等は子どもの権利を深く侵害する行為です。私たちは、子どもをたたいたり、怒鳴ったりしない社会の実現は急務であり、そのためには子どもに対する体罰等を法律で禁止することが不可欠であると一貫して声をあげてきました。そして2017年10月、その動きをさらに推進すべく、「子どもに対する体罰等の禁止に向けて」と題してシンポジウムを開催しました。

当日は、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの報告に加え、福井大学の友田明美氏、弁護士・国連子どもの権利委員会委員の大谷美紀子氏、弁護士・日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事の森保道氏にご登壇いただき、体罰等が子どもに与える影響や日本の法整備の現状について、医師、弁護士、国際NGOというそれぞれの立場から、問題点や今後の展望について考え、議論しました。

シンポジウムの開催にあたり、日頃より連携している日本弁護士連合会の共催、および厚生労働省より後援をいただきましたことを、心より厚く御礼申し上げます。

家庭を含む、あらゆる場面での子どもに対する体罰等をなくすことは、日本の子ども虐待の予防にも結びつくと、私たちは信じています。本報告書が、皆さまとともに、さらにこの課題への取り組みを推進していく契機となれば幸いです。

2018年5月
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン　国内事業部
部長　川上　園子



基調講演

福井大学 友田 明美 氏

「厳格な体罰や暴言などが子どもの脳の発達に与える影響」



福井大学子どものこころの発達研究センター発達支援研究部門教授・副センター長、福井大学医学部附属病院子どものこころ診療部長。日本小児科学会専門医・指導医、日本小児神経学会専門医、日本小児精神神経学会認定医、子どものこころ専門医。小児発達学、小児精神神経学、社会融合脳科学が専門。

マルトリートメントとは

医学研究者の立場から、子どもの脳の発達に体罰がどのように影響しているかお話しします。「マルトリートメント」という言葉をご存知でしょうか？「マルトリートメント」とは、子どもとの不適切な関わり、不適切な養育のことを言います。世界保健機関（WHO）の定義では、いわゆる厚生労働省の虐待やネグレクト、心理的虐待だけではなく、子どもの健康や育ちや生存権、発達に害を及ぼすものはすべて「マルトリートメント」です。

私が30年間小児科医をしてきて、今、最も意識しているのは「セーブ・ザ・ペアレント」です。子どものためには、親を支援すること。虐待というと、親を非難しているように聞こえますが、親御さんは一生懸命です。今日のテーマである体罰も、悪い行いを正して子どもを育てていこうという、しつけの意味でしていると思います。ただ、知らない間にマルトリートメントをしてしまうと、人格形成に関わるのが事実。子どもと密接に関わる人への暴言などもマルトリートメントになります。

1990年代にアメリカ疾病予防管理センターが調査した結果、驚くことがわかってきました。幼い頃にマルトリートメントを受けたトラウマやこころの傷が、神経発達や社会的・情緒的・認知的な障害につながり、早い時期から意欲が出ない、勉強に手がつかない、気分が落ち込むなどし、知能低下につながります。また、健康を害する行為や、アルコール依存・薬物依存などに走ることもあります。さまざまなこころの病気だけではなく、心疾患や肺がんにかかるリスクが3倍になり、寿命が20年縮むという結果も出ています。マルトリートメントを受け、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などが残り、統合失調症やさまざまな人格障害なども発症することがわかっています。本人だけではなく、家族も苦しみます。そしてこのマルトリートメントをなくすだけで、医療費の削減につながるという視点も大事です。



1995-97 ACE Study, 米疾病予防管理センター,USA

体罰等が脳の発達に及ぼす影響

マルトリートメントを受けるとこのような病気になるのは、脳の発達が変わるからです。体罰は脳の発達に影響を及ぼし、さまざまなこころの病気になるリスクを高めます。

心理的なストレスを受け続けると、脳の扁桃体という感情の中心となる部位が過剰に反応し指令を出します。そして、副腎皮質からストレスホルモンであるコルチゾールを大量に出し続けることで、影響が表れます。患者さんではない一般の方々を対象に、体罰や性的虐待、暴言虐待を受けてきた人たちの脳を調べた結果、前頭前野は激しい体罰で小さくなり、暴言があるたびに萎縮し、奥深くにある扁桃体も変形することがわかってきました。

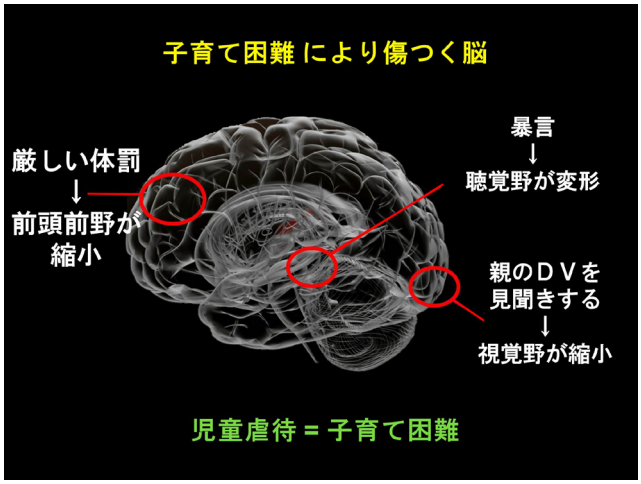
また日常的に親から言葉の暴力を受けてきた、例えば、「お前なんか生まれてこなければよかった」などと言われ続けてきた人たちの脳を調べると、両耳の側にある聴覚野というコミュニケーションに大事な脳の部分が変形していました。人間の脳の神経シナプスは伸びすぎると脳の代謝に負荷がかかるため、ある時期から剪定（刈り込み）現象が起こりますが、あまりに暴言のストレスを受けると伸びっぱなしになります。つまり雑木林の藪の中のようになってしまい、本当に大事な音や会話が聞こえなくなり、コミュニケーションが取れず、聞こえるはずのないものが聞こえるなどといった症状が出てくることもあります。言葉の暴力は体に傷はできませんが、こころや脳に大きな影響があること

がわかりました。うつになりやすく、場合によっては自殺に至ることもあるなど、とても重大な影響があります。

さらに、両親間のDV目撃は、視覚野を縮小させてしまいます。殴る・蹴るなどの身体的なDVと、言葉で怒鳴る、罵るなどの暴言DVや、両親の激しい喧嘩を目撃すること、どちらがより影響があるかを調べると、身体的な暴力よりも怒声や罵声、暴言の方が6倍以上も、子どもの脳に深刻な影響を与えることがわかりました。

体罰は、痛みを伴います。すると、痛い思いをしたくないからその行為をしてはいけないんだと、前頭葉が判断をするため、体罰は効果があると言われます。しかし、痛みを感じる神経や経路は、痛みが出る部分が細くなっていきます。つまり、痛みを伝える信号が前頭葉まで届かず、体罰の効果は前頭前野まで行かないのです。

体罰を受け続けると、子どもたちは自分が悪いと思い込み、自己肯定感が下がります。そうすると今度はいじめの被害に遭ったり、成人になるとDVの被害を受けたりすることもあり、その後の人生に大きな影響が残ることもあります。



友田朋美,2012

体罰等がアタッチメント(愛着)形成に与える影響

次に、愛着形成の問題です。アタッチメント(愛着)があるから、親は子どもにとって安全基地になります。この愛着は、母親だけではなく、父親や祖父母、養育者、施設や学校の先生との間でも形成されます。これが不適切な養育になると、愛着障害や愛着形成障害が生じ、安全基地の役割を果たせません。この愛着障害というのは、結構発達の中で見え隠れしています。そして、発達障害の症状と似通っているので、専門家が間違うくらい判別は難しく、発達障害に見えていても実は養育環境が影響していることもあります。

ご褒美をもらったり褒められたりした時や、達成感があった時に脳から出るドーパミンの変化を調べると、愛着形成に重度の問題がある子どもは、お小遣いをもらってもドーパミンが出ませんでした。生後1歳の時にマルトリートメントを受けると、ご褒美への脳活動が最も低下します。早期にマルトリートメントや体罰の防止、啓発をしないと、子どもに早いうちから自閉症の中核症状のような症状が出ることがわかっています。

心的外傷後成長

しかし、私たちは回復する力を持っています。癒されない傷は治る傷である、これを心的外傷後成長といいます。子どもの時に外傷を受けた脳の部分、実行機能やワーキングメモリーに関わっているところをしっかり働かせる運動や体操、認知行動療法、マインドフルネスなどの心理治療やカウンセリングなどで治療するだけでなく、子どもの気持ちを聞いてあげる、安心して生活できる場も大事です。そして、親子関係を修復するケアも大切。子どもに対するケアだけではなく養育者の存在が絶対に必要で、それがあってこそ再形成されるのです。親が離婚したのは自分のせいだ、児童相談所に入れられたのは自分が悪いからだと、子どもたちは自分を責めますが、「あなたは悪くないよ」と認知のゆがみを是正するのが心理教育です。安定した関係性の修復、トラウマには心理治療が必要です。愛着の再形成は、十分可能なので、絶対に悲観しないでください。子どもたちはどんどん成長します。そして、それを見守る大人たちがお節介をすることが大切だと思います。

講演

弁護士・国連子どもの権利委員会委員
大谷 美紀子 氏

「子どもに対する暴力根絶の世界的な潮流」



1990年弁護士登録。特に、女性・子ども・外国人の人権、人権教育に関心が高い。2017年、子どもの権利委員会（国連で採択された「子どもの権利に関する条約」に基づいて設置された委員会）委員に日本人として初めて就任。

国連の取り組み

「子どもに対する暴力の根絶」に向けた、国連での取り組みについてお話ししたいと思います。体罰を含む子どもに対する暴力を、国連では人権問題として扱っています。国連の一番の目的は、世界中から戦争をなくし、平和を守ること。そのためには、世界人権宣言の考え方を基礎にして、すべての人が尊厳をもって扱われるように、一人一人の人権が守られる社会にしていくことが何よりも大切です。すべての人の中には子どもも含まれます。暴力は人権侵害ですが、それが理解されるまでには時間がかかります。例えば、女性に対する暴力が人権問題だと理解されるのにも長く時間がかかりました。以前は、家庭内の問題に国家や警察が入るべきではないという考えが一般的でしたが、女性たち自らが声をあげて初めて、女性に対する暴力は、家庭内で起きる暴力であっても人権侵害だという考え方が広まりました。

1989年に国連で採択された子どもの権利条約で子どもが暴力から守られることが明記されている一方で、最近の統計によると、4人に3人の子どもが世界中で暴力を経験していると言われています。子どもに対する暴力がいまだにきちんと扱われていないのは、なぜでしょうか？ それは、子どもが声を上げにくいからです。子どもたちは、自分が人権侵害を受けている、守られる権利があることを知りません。特に、家庭の中で起きる体罰は、親が愛情のためにしてくれるからと考えます。子どもは通報しませんし、相談もしません。学校でも同じようなことが起きる可能性があります。子どもに対する暴力は、私たち大人が取り組んでいくべき課題です。

暴力は子どもの権利の侵害

国連子どもの権利委員会が子どもに対する暴力の問題を大きく取り上げて以降、暴力の重大な影響が理解されつつあります。生命そのものが奪われることのある暴力は、生存権や発達する権利、教育を受ける権利を侵害するだけでなく、親密な人間関係や将来家庭を築くことにも困難が生じる場合があります。また、能力の発達に影響すると、将来的に経済活動で収入を得る力の低下や貧困にもつながってきます。

このようなことが理解されるようになり、国連が2015年に定めた持続可能な開発目標（SDGs）という、2030年までに、誰ひとり取り残されることのない、すべての人が能力を発揮して安心に暮らせる世界をつくっていくための目標の1つとして、具体的に、子どもに対する暴力をなくすことを掲げました。

体罰をなくすためには法制化が必要

色々な国や社会の中で容認されてきた体罰をなくすことは、非常に難しいと言われています。容認とは、積極的に体罰は必要だという信念だけでなく、体罰は許される、時には必要という考えも含みます。教育も含めて、体罰は許されるという考え方がこれまでどこの国でも世代を超えて受け継がれてきました。特に、家庭における体罰をなくすことが一番難しいのは、親が愛情を持ったしつけのために必要だと思っているからです。今日、家庭を含むすべての場面における体罰を法律で禁止しているのは53ヶ国。この数字を見ても、家庭での体罰を法律で禁止し、なくすという取り組みがいかに難しいかということがわかります。

しかし、このように、教育も含めて、体罰は許されるという考え方がこれまでどこの国でもあった、だからこそ、国はまず、体罰はいけないんだと法律で示すことが体罰をなくすために必要だと、国連子どもの権利委員会は言っています。これは体罰をすべて処罰するという意味ではありません。体罰は許されない、使ってはいけないということを共通認識として広めていくために、法律に書くことが必要だと国連子どもの権利委員会は述べているのです。そして、すべての場面における体罰を法律で禁止した国は徐々に増えてきているのです。

講演

弁護士・日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事
森 保道 氏

「体罰等禁止法制化の必要性」



愛媛弁護士会所属。日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事、愛媛弁護士会子どもの権利及び法教育に関する委員会委員長、愛媛県虐待対応専門職チーム運営委員長等を務めている。

体罰等禁止法制化で期待される効果

体罰等を法律で禁止するとどのような効果が期待できるのでしょうか。体罰を法律で禁止する国は現在53ヶ国となっています。法律で体罰を禁止した国とそうでない国とでは、体罰に関する意識やその使用の点で明らかな差が生じ、禁止を実現した国では着実に体罰や虐待が減少しています。フィンランドでは体罰の減少と殺害される子どもの数の減少との関連性が指摘され、スウェーデンでは家庭から切り離されて保護される子どもの割合が約3分の1減少したこと、体罰容認率が低い国では、不適切な養育による子どもの死亡率が低いことなどが報告されています。体罰等の法的禁止および啓発は、比較的費用がかからず大きな効果の得られる施策です※1。

スウェーデンのように法的禁止とともに、体罰の弊害、体罰に替わる子育て方法などを啓発することが最も効果が高いと指摘されています。さらに、啓発だけの場合では法的禁止だけの場合よりも効果が低いこと、法的禁止も啓発を伴わなければ十分な効果が得られないことも指摘されています。日本でも、厚生労働省の「愛の鞭ゼロ作戦」などの啓発キャンペーンの拡充とともに、早急に法的禁止を実現させることが求められます。

体罰等法的禁止－人権の観点

法的禁止は、人権の観点からも求められます。体罰は子どもの尊厳および心身の不可侵性への侵害であり、平等権の侵害です。国連子どもの権利委員会一般的意見8号は、「家庭や学校において体罰を撤廃することは、条約に基づく締約国の義務であるだけでなく、社会のあらゆる形態の暴力を減少させかつ防止する為の鍵となる戦略である」（3項）と指摘しています。また一般的意見13号3項は、「子どもに対する暴力はいかなるものも正当化できず、子どもに対するあらゆる暴力は防止可能である」「公衆衛生、教育、社会サービスその他のアプローチを通じた、あらゆる形態の暴力の第一次予防が何よりも重要である」と指摘しています。

日本においても法制化を

国連子どもの権利委員会は、日本政府への第3回日本政府報告書審査結果をまとめた最終見解の中で、「家庭および代替的養護現場を含むあらゆる場面で、子どもを対象とした体罰およびあらゆる形態の品位を傷つける取り扱いを法律により明示的に禁止すること」「あらゆる場面における体罰の禁止を効果的に実施すること」「体罰等に代わる非暴力的な形態のしつけおよび規律について、（中略）キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること、法的に体罰を禁止するべきであること、体罰にかわる子育て方法をキャンペーンするべきであるということ」を指摘しています。

国連子どもの権利委員会などの国際人権条約機関だけでなく、世界保健機関（WHO）、国際子ども虐待防止学会、日本弁護士連合会といった国内外の多くの団体が、体罰の弊害を指摘するにとどまらず、明示的禁止を求めています。

学校教育法11条は体罰を明示的に禁止していますが、家庭を含むその他の場面では明示的禁止は実現していません。法務省は民法の懲戒権が定義の仕方によっては体罰も含むとして法的禁止に慎重な姿勢ですが、学校でも児童福祉施設でも懲戒権を認めつつ体罰を禁止しており、懲戒権と体罰禁止は矛盾しません。日本政府は、普遍的・定期的レビュー（UPR）第2回報告書において、「民法は、親権者は必要な範囲で子を懲戒することができるものとしている（第822条）が、これは親権者が、子の監護上、子の非行や過誤を矯正し、これを善導するために必要かつ相当な範囲内で、子を懲戒することを認めたものであり、体罰とは異なる概念である」と公式表明しており、国内的にも態度を一貫させて早急に法的禁止を実現する必要があります※2。

2016年には「体罰によらない子育てを啓発すること」「親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること」という参議院附帯決議も出されています。

なお、法律による明示的禁止及び啓発は、啓発・支援を強化しますが、刑罰を強化しません。スウェーデンやニュージーランドでも、処罰は増えておらず、支援が増加していると報告されています。法律による明示的禁止と啓発は、予防を目的とした啓発・支援を強化するポピュレーションアプローチの施策です。

※1 日弁連パンフレット「子どもがすこやかに育つ、虐待のない社会を実現するために」5頁、Q6「体罰等を法律で禁止するとどのような効果が期待できるの？」、「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響」（NPO法人子どもすこやかサポートネットホームページ）

※2 「体罰等の法的禁止と民法の懲戒権について」（NPO法人子どもすこやかサポートネットホームページ）
（参考：「体罰の法的全面禁止、よくある質問への回答」（NPO法人こどもすこやかサポートネットホームページ）、厚労省第16回健やか親子21推進協議会：総会配付資料31頁～45／議事録の雇用均等・児童家庭局母子保健課長発言部分）

報告

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

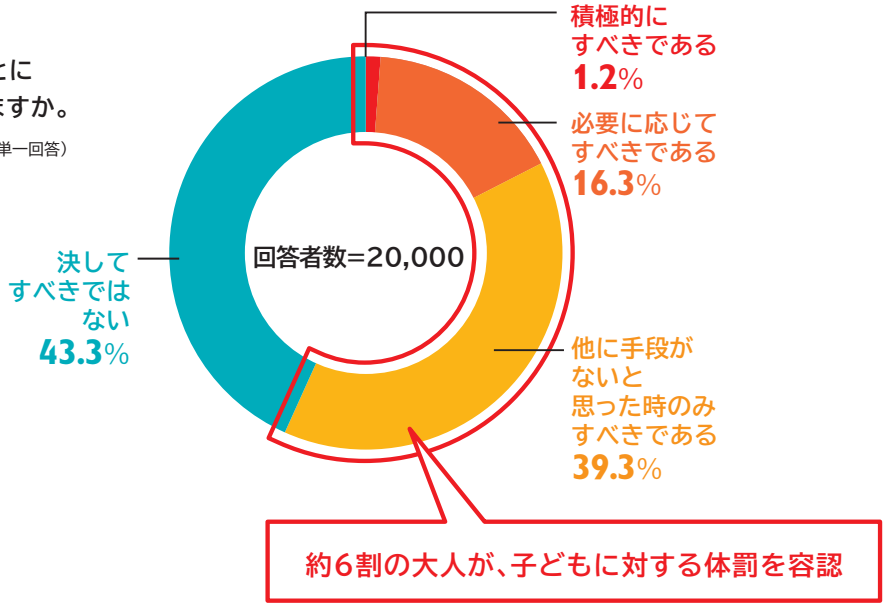
「たたかない、怒鳴らない子育てを推進するセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの取り組み」

体罰等は、生きる、育つ、守られる、参加する、子どもの権利を侵害する行為です

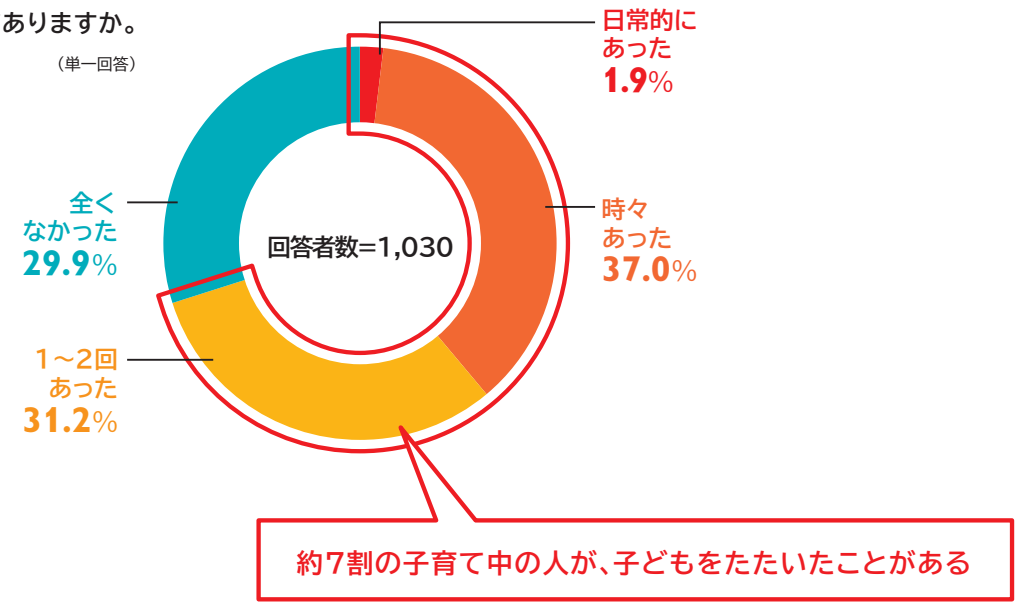
セーブ・ザ・チルドレンは、体罰等はすべきではないと考えます。その理由は大きく分けると2つあります。1つ目は、子どもの発達に負の影響を及ぼすということ。これは、科学的な根拠を伴い、すでに明らかになってきています。2つ目は、体罰等は、子どもの尊厳を傷つけるものであり、子ども一人ひとりが持つ人権を侵害するものだからです。現在、世界196の国と地域が批准・加入している子どもの権利条約では、条文の中で子どもの生きる、育つ、守られる、参加する権利を定めていますが、体罰等はこれら権利を侵害する行為です。

セーブ・ザ・チルドレンの調査結果より

しつけのために、
子どもに体罰をすることに
対してどのように考えますか。
（単一回答）



あなたは過去に、しつけの一環として
子どもをたたいたことがありますか。
（単一回答）



子どもに対するしつけのための体罰等の
意識・実態調査（2017年7月実施）
実施主体：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
回答者：全国、20歳以上の男女2万人

なぜ日本では体罰等がなくならないの？

① 法律で全面禁止されていない

日本ではまだ、あらゆる場面における子どもへの体罰等を禁止する法律がありません。また、民法において、親権者が子どもを監護・教育するために懲戒ができるという規定があり、体罰等が容認される可能性を残しているという課題もあります。

② 人々の意識

「口で言うだけでは、子どもが理解しないから」「痛みを伴う方が、子どもが理解すると思うから」「たまになら、軽ければ、問題ない」といった根強い社会意識があります。

③ 体罰等を使わずに子育てをする方法がわからない

たたいたり、怒鳴ったりしない子育ての方法を知る機会が十分ではありません。

「子育てでたたいたり怒鳴ったりすることはあるが、しない方法があれば知りたい」 27.5%

子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査
（2017年7月実施）
実施主体：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
回答者：全国、子育て中の1,030人

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの取り組み

政策提言

- 体罰等全面禁止の法制化に向けた、大臣、国会議員、関係省庁への提言
- 国際社会への訴求（子どもの権利委員会等への情報提供など）

社会啓発

罰は子どもの発達に悪影響を及ぼすことや、体罰等によらない子育てができることを、社会に啓発していく

- シンポジウム、講演会の開催
- たたかない、怒鳴らない子育ての考え方を伝える講座の実施
- 企業との連携による啓発活動
- パンフレットの制作
- ウェブサイトの開設

親や養育者への支援

- ポジティブ・ディシプリン※1の普及活動

※1ポジティブ・ディシプリン（前向きなしつけ）とは？

「どうすれば、たたいたり、怒鳴ったりしないで子どもを育てられるの？」という声に答えるために、セーブ・ザ・チルドレンは、たたかない、怒鳴らない子育てを学ぶプログラム「ポジティブ・ディシプリン（前向きなしつけ）」を世界で普及しています。手を上げたり、怒鳴ったりするのではなく、子どもに教えるべきことはきちんと伝える。そのための考え方を提案するプログラムです。
プログラム参加者からは、「体罰や怒鳴ることがよくないとより強く思うようになった」「実際に体罰や怒鳴る回数が以前より減った」などの反応をいただいています。



発行：株式会社明石書店

総括　成果と今後の取り組み

今回のシンポジウムは、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等の法律による禁止を目指す政策提言活動の一環として開催しました。当日は、国や地方自治体の職員、議員、弁護士、研究者、子ども・子育て支援関係者など168名にご参加いただきました。アンケート結果をもとに、シンポジウムの成果と今後の取り組みについて考えます。　※アンケート回答者数79名（回答率47%）



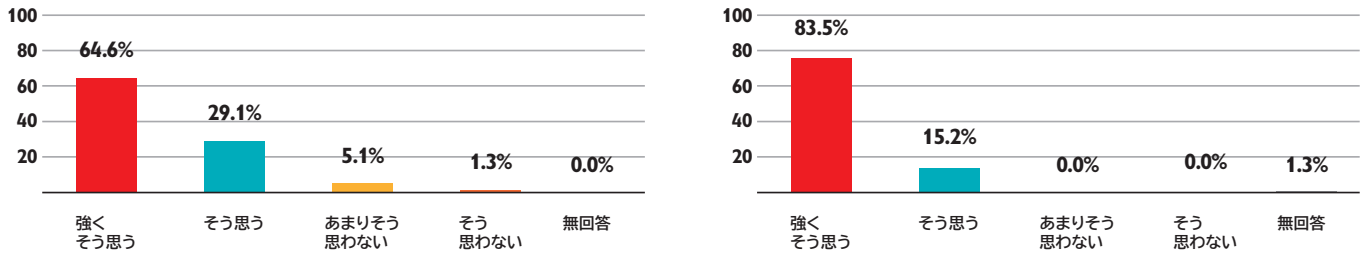
成 果

参加者の意識変容

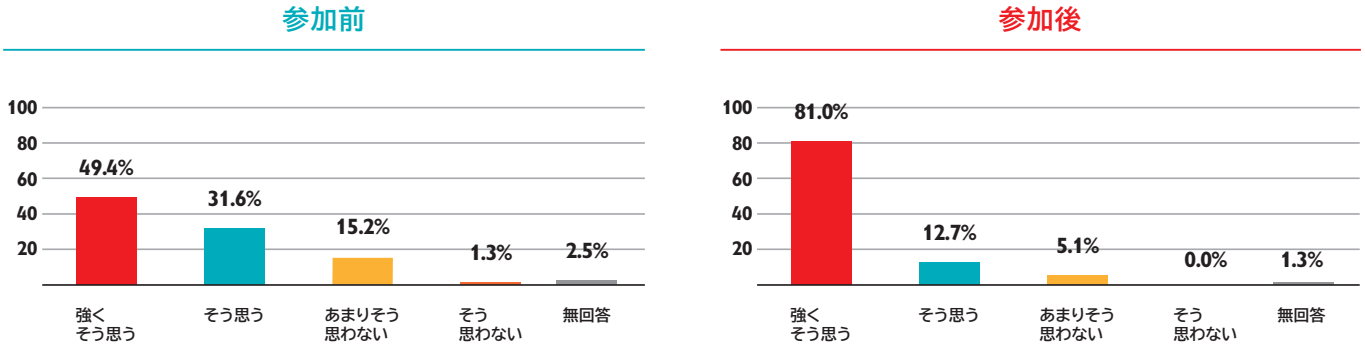
「たたかない、怒鳴らないで子どもを育てるべきだと思うか」という質問に対し、「強くそう思う」と答えた人が、参加前の約6割から参加後は8割に増加。さらに、「体罰等禁止の法制化をするべきだと思うか」という質問については、「強くそう思う」と答えた人が参加前は5割だったのに対し、参加後は約8割にまで増加しました。実際に体罰等を禁止した国の事例紹介や調査報告を通じて、法制化による効果を実感した参加者が多かったようです。

シンポジウムを通じて、たたかない、怒鳴らない子育てや法制化への共感が高まりました。

たたかない、怒鳴らないで子どもを育てるべきだと思う



体罰等禁止の法制化をするべきだと思う



参加者の声

- 体罰は仕方がないと思い込んでいたので、目からウロコでした。もっと勉強したいと思います。
- 法制化をしてどのくらい効果があるのかと思っていたが、他国の事例があるので、やはり法制化はした方がよいと感じた。
- 刷り込まれた意識はなかなか変わらないと思うが、法律ができることで社会が変わる転換点になるのではないかと思った。

今後の取り組み

早急な体罰等全面禁止の法制化を

現在、厚生労働省により進められている「愛の鞭ゼロ作戦」のような社会啓発キャンペーンへの取り組みに加え、法制化を早急に進めることにより、子どもの権利をより尊重した社会を実現していく必要があります。

参加者の声

- 法制化が早急に必要です。法制化されて体罰が良くないことを知って体罰することと、知らないで体罰しても良いと思って体罰するのと態度は全く違うと思います。
- 家庭内で起こった体罰は表面化しにくいが、子ども目線で考えたとき、与える影響を考え法制化することが大事だと思った。

体罰等は子どものこころと体を傷つける暴力である、という理解を社会の共通認識に

日本では、子どもへの体罰等を容認する傾向や、体罰等を法律で禁止するとしつけや教育ができなくなるのではないかという懸念が根強く残っています。体罰等が子どもの発達に負の影響を与えること、また、子どもの権利の観点からも、体罰等によらない子育てが必要であると社会に広く伝えていく必要があります。

参加者の声

- 体罰によって脳や神経に影響があるという事実をもっといろんな人が知っていくことが大切だと思った。
- 子どもにも人権があり守られる権利がある。親目線で言うことを聞かせるために暴力を使うのは間違ったしつけだと考えさせられた。

親や養育者への支援の拡充

体罰等を用いなくても子育てはできるということを広めるとともに、日々子育てをしている親や養育者への支援をさらに拡充することが求められます。

参加者の声

- 体罰や虐待の禁止というと親は責められているように感じるので、社会の問題だと確認し合いたい。
- 禁止だけではなく、適切な方法を学びの場で保証するといいなと感じた。

今回のシンポジウムを通じて、法制化の必要性に対する理解をより広めることができました。
セーブ・ザ・チルドレンは、今後も、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等の禁止を目指して活動していきます。

シンポジウム「子どもに対する体罰等の禁止に向けて」
主催：公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
共催：日本弁護士連合会
後援：厚生労働省

編集・発行：公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
〒101-0047　東京都千代田区内神田2-8-4 山田ビル4F
TEL: 03-6859-6869（国内事業部 平日9:30～18:00） FAX: 03-6859-0069
Email: japan.kosodate@savethechildren.org
2018年5月発行